

第2次大洲市総合計画 基本構想 (案)

第1編 序論

第1章 総合計画の策定にあたって	1-2
第2章 総合計画の構成と期間	1-2
第3章 時代潮流	1-4
第4章 大洲市の概況	
第1節 人口・産業などの動向	1-8
第2節 市民の声	1-16
第5章 今後のまちづくりの課題	1-23

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	2-2
第2章 まちづくりの将来像	
第1節 将来像	2-4
第2節 人口の目標	2-5
第3節 土地利用基本構想	2-6
第3章 基本目標と施策の大綱	
第1節 まちづくりの基本目標	2-10
第2節 基本目標と施策の大綱	2-11

印刷調整用

白 紙

第1編 序論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 策定の背景

平成17年に1市2町1村の合併により誕生した大洲市（以下「本市」という。）は、第1次総合計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）の将来像である「きらめき創造 大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指し、市民と行政が力をあわせ、まちづくりを進めてきました。

第1次総合計画の計画期間である10年を経過し、国際化の進展や社会の成熟化・価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化の進展、安全・安心への意識の高まりなど、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、「地域がそれぞれの特徴を活かし、自律的で持続的な社会を創生する」ことを目指した「地方創生」が進むなど、地方自治体を取り巻く状況は大きな転換期にあると言えます。本市でも、人口減少に歯止めをかけ「地方創生」を実現するため、平成27年度~~には~~「大洲市人口ビジョン」や「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

このような状況の中、市民一人一人が美しくきらめくまちの中で支えあいながら暮らし、創意工夫を重ねて、心豊かな生活を実現していくため、これからのもちづくりの方向性を定める「第2次大洲市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の根拠

本計画は、「大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）」により本市の最上位計画として位置付けられています。

3 計画の役割

本計画は、本市の行政運営の基本指針として、各分野における施策の整合性を確保するとともに、計画的・効率的な施策の展開に向けた指針となる計画です。

また、本計画は、市政の各分野における目標を示す計画であるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりの共通目標・行動指針となるものです。

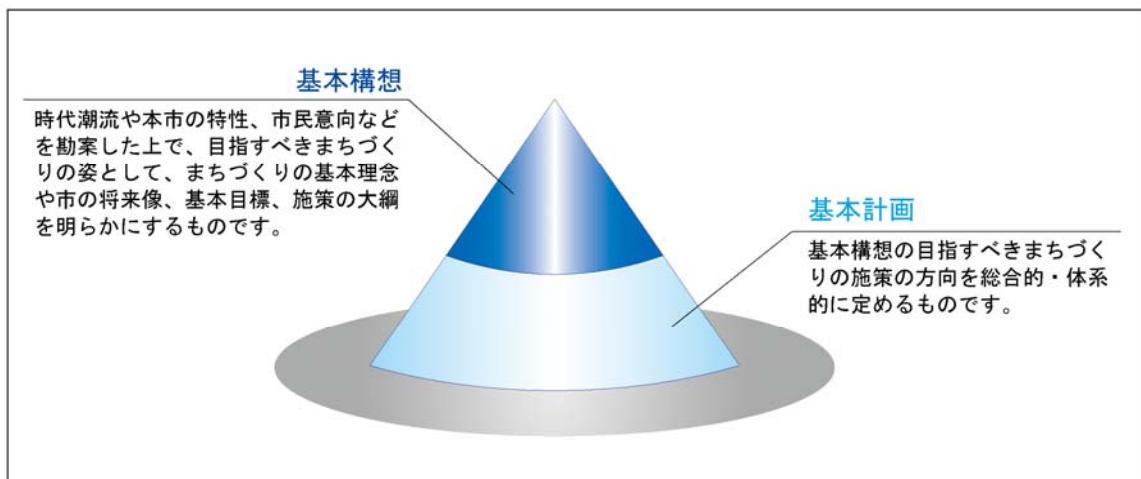
本計画に定めた施策の推進にあたっては、時代潮流を踏まえながら、計画的・効率的に取り組むとともに、市民との協働や国・県、事業者、各分野の団体などの関係機関との連携を図っていくものとします。

第2章 総合計画の構成と期間

1 総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画から構成されています。
それぞれの内容は以下のとおりです。

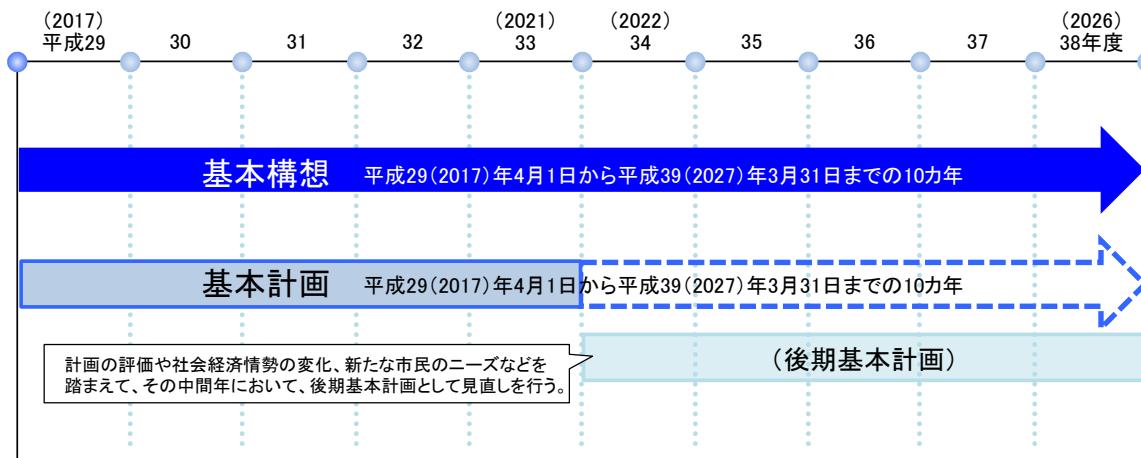
■総合計画の構成（イメージ）



2 総合計画の期間

本計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。

■総合計画の期間



第3章 時代潮流

目まぐるしく変化する社会経済情勢により、時代のキーワードは、1980年代の「国際化、ハイテク化、情報化、高齢化、地方の時代」、1990年代の「バブル崩壊、リストラ、グローバル化、地球環境」、2000年代の「構造改革、格差社会、人口減少時代」、2010年代の「安全・安心、地域のつながり、縮小社会」へと、大きく変化しています。

このように大きく変化する時代にあって、本市にふさわしい将来像の実現に向けたまちづくりを進めるために、時代潮流を把握しました。

1 國際化の進展

国際化が進展し、人・物・情報・文化の国をまたいだ交流や移動が、より一層活発になっています。

また、これに伴い、生産拠点の海外移転や輸出入額の増大、外国人労働者の増加などが進み、わが国の産業構造は大きな転換期を迎えていえると言えます。特に、本市の基幹産業である農林水産業においては、TPP（環太平洋経済連携協定）による関税自由化の影響が懸念されているところです。

このような状況の中で、地域産業が発展を続けるためには、各種産業の生産性向上や国際競争力を持った産業づくり、優れた人材の確保・育成などが不可欠となっており、国際的な視野を踏まえたまちづくりが求められています。

- 
- ・国際競争力をもつた産業づくりが必要です。
 - ・国際化に対応する人材育成が必要です。

2 社会の成熟化・価値観の多様化

成熟社会となったわが国では、経済における好調な成長はもはや過去の出来事となり、低成長が続く時代へと移行しています。また、人々の志向も、量的な拡大志向から質的な向上を重視する志向へ移行してきています。それにより、これまでの経済的な豊かさに加え、精神的な豊かさを感じられることが求められています。

あわせて、人々の価値観も多様化しており、多様な働き方やライフスタイルを支える社会・経済の制度や仕組みが求められています。地域社会においても地域の自主性やオリジナリティが重視されており、地域性を活かした住環境の形成や地域の特産品を活かしたブランド化の推進、地域の伝統・文化の伝承など、地域の個性を活かしたまちづくりが重視されています。

その中で、市民一人一人が生涯にわたって自主的に学び、能力を高め、その成果を主体的にまちづくりに活かしていくことが求められています。

- ・多様なライフスタイルを支える社会の仕組みが必要です。
- ・地域の個性を活かしたまちづくりや市民が主体となる取組を支援する仕組みが必要です。

3 少子高齢化と人口減少の進行

わが国では、世界でも特に速い速度で人口減少と人口構造の変化(少子高齢化)が進行しています。人口減少・少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の停滞、高齢者に対する社会保障費の増加による財政の圧迫など、多方面に影響を与えると考えられています。

その一方で、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、持続可能な都市経営の実現が課題となっています。このような中、国では、人口減少社会に対応した都市のあり方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進しています。

本市の人口は平成22（2010）年に47,157人であったものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2040年には29,529人、2060年には19,842人に減少し、高齢化も進むと予測されることから、産業振興や子育て支援などの人口減少・少子高齢化への対応が急務となっています。

- ・老朽化したインフラ・公共施設の対策や人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・人口減少の課題克服に向けて、産業振興や子育て支援など、あらゆる取組が必要です。

4 高度情報社会の進展

SNS^{注1}をはじめとしたインターネットを使ったサービスや携帯電話・スマートフォンなどの普及に伴い、日常生活や企業活動、行政サービスといった様々な分野において、世界規模で時間や地理的条件にとらわれることなく情報の発信や交流が簡単にできるようになるなど、高度情報化社会の形成が進んでいます。

また、平成28年1月からは社会保障や税などの分野で情報を管理する「マイナンバー制度^{注2}」が運用され、これにより行政の効率化や住民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現が期待されています。

一方で、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策の徹底などがますます重要なとなっています。また、本市においては、市街地に比べ、集落では情報通信基盤の整備が遅れており、地域における情報格差の是正が必要になっています。

- ・情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護などが必要です。
- ・地域の情報通信環境の充実が必要です。

注1 SNS : Social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネット上の交流を通して人と人とのつながりやコミュニケーションをサポートし、社会的なネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築するサービスのこと。

注2 マイナンバー制度：住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、効率的に情報を管理することにより、社会保障制度や税制などの分野において、公平・公正・効率的な行政手続きを行うための制度。

5 自主・自立のまちづくりと市民・事業者・行政の協働

地方分権により国から地方への権限移譲が進められており、地方分権がまさに実行段階を迎える、これまで以上に地方自治体の責任・役割が増大しています。

一方、社会の成熟化を迎えて、市民のニーズや価値観は多様化・複雑化し、行政だけでは地域の課題に対応することが困難になってきています。

地方自治体の責任・役割が増大する現代において、本市が自主的・自立的なまちづくりを進めるためには、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組が不可欠と言えます。また、それが主体としての役割と責任を認識し、協働によりまちづくりを進めることができます。

- ・市民・事業者・行政の協働とそのための仕組みづくりが必要です。
- ・市民や事業者の自主的な取組を促していく必要があります。

6 安全・安心への意識の高まり

平成23年に発生した東日本大震災以降、全国的に安全・安心、防災・減災対策に関する意識が高まっています。本市をはじめとした四国地方では、南海トラフ地震に伴う津波のリスクをはじめ、地震による建物倒壊や近年多発するゲリラ豪雨の被害など、自然災害の危険性が懸念されています。

本市は、行政の災害対策の指針となる国土強靭化地域計画の策定や地域防災計画の見直しなどに取り組むとともに、自主防災組織の充実強化により市民の防災意識の向上を図っています。

今後もハード・ソフト対策を充実し、市民の安全・安心を確保していくことが求められています。また、防災・減災対策は、行政だけで実施することは困難であるため、市民一人一人の防災意識の向上が必要となります。

- 
- ・ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりが必要です。
 - ・市民一人一人の防災意識の向上が必要です。

7 未来へ向けた人材育成

急激な社会経済情勢の変化のもと、地域づくり、産業づくり、伝統・文化の継承など、あらゆる分野において、時代に即した人材の育成が求められています。

また、本市が将来にわたってきらめき続けるために、本市の将来を担う子どもたちの育成、子どもたちの郷土を愛する心の醸成が求められています。

このため、学校教育における特色ある教育内容の充実をはじめ、多様な社会経験を積む場をつくり、子どもから大人までのライフステージに応じた学びの場・機会を提供することが必要です。また、定年退職を迎えた団塊世代など、高齢化に伴い元気な高齢者が増加することを踏まえ、高齢者が培ってきた技術や人的ネットワークを活用することで、地域の担い手の確保・育成につなげていく必要があります。

- 
- ・子どもから大人まで、質の高い学びの場・機会の提供が必要です。
 - ・地域を担う人材の確保が必要です。

第4章 大洲市の概況

第1節 人口・産業などの動向

1 自然特性

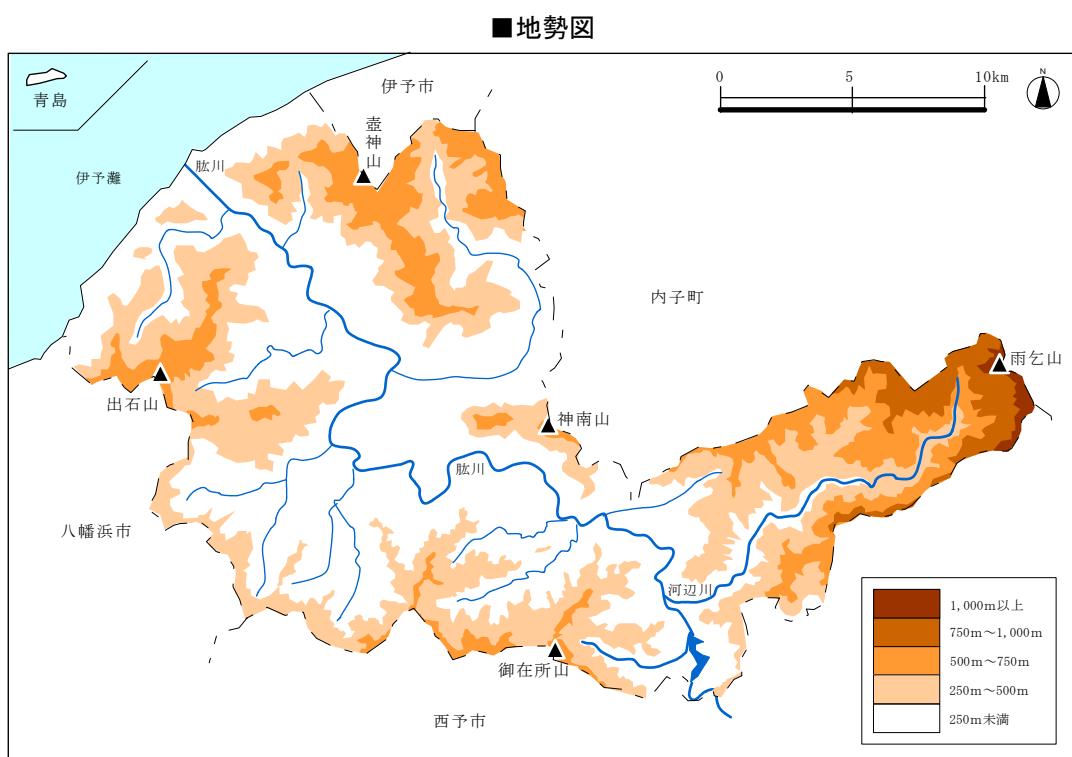
(1) 立 地

本市は、愛媛県の西部に位置し、県都松山市から約50kmの位置にあります。四国縦貫・横断自動車道やその他高規格道路の整備により、松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口として、広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点となっています。



(2) 地 勢

本市の面積は432.2km²で、一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域に沿って田畠や集落、市街地が形成されています。中央部には大洲平野が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面しています。肱川は、河口が狭隘な上に河川勾配も緩やかゆるやかであり、多くの支川が大洲盆地に集中するといった特性を持っています。そのため、大雨時には、たびたび洪水被害に悩まされており、河川環境の保全とともに治水対策が進められています。



(3) 気 候

東部は山間部で内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きく、西部は瀬戸内海性気候の温暖小雨の気候です。

盆地に河川が流れているなどの地形的特性から、冷気と霧の発生が多く、秋から冬にかけて肱川下流へと流れ出る世界的にも珍しい「肱川あらし」が見られます。

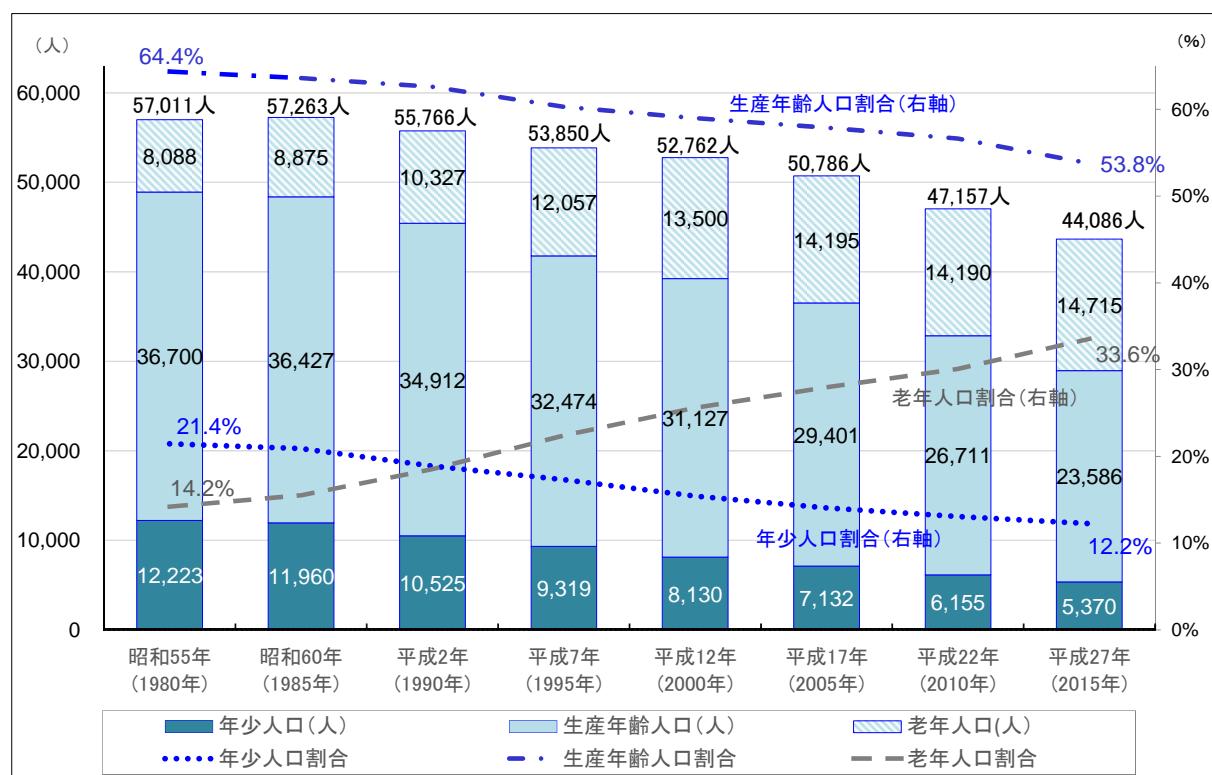
2 人口特性

(1) 総人口の推移

総人口は一貫して減少傾向にあり、平成27（2015）年時点では44,086人となっています。

年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少している一方で、老人人口割合は増加傾向にあり、平成27（2015）年時点で33.6%となっています。

■総人口と年齢3区分人口の推移^{注3}



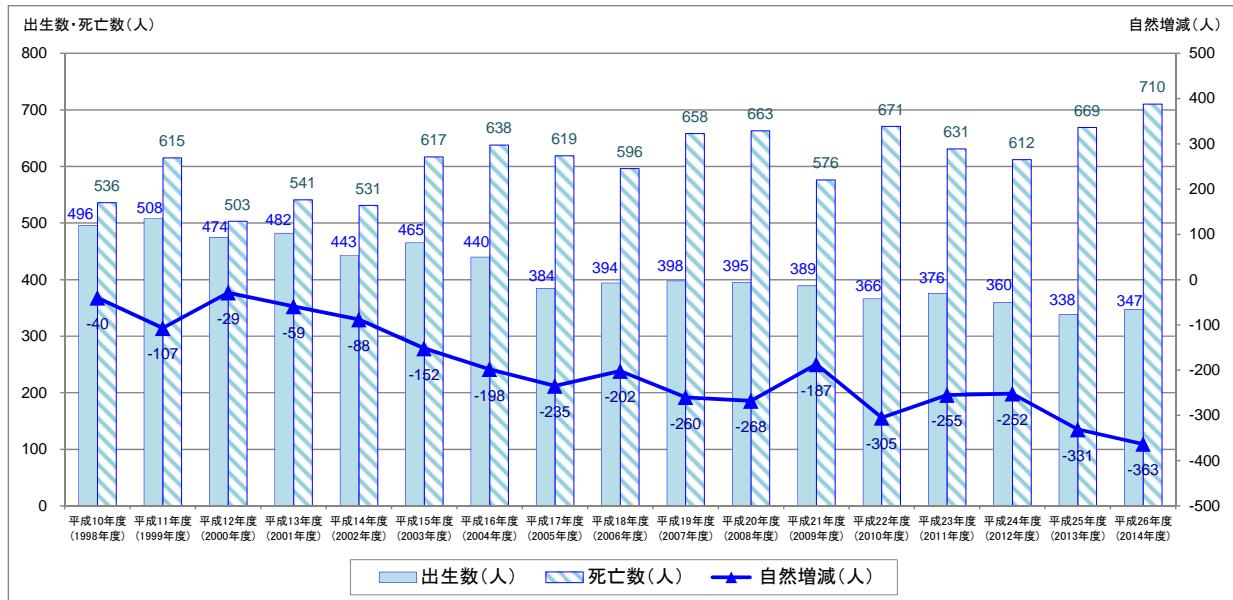
出典：総務省「国勢調査」

^{注3} 各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢3区分の人口割合の和が100%とならない場合がある。

(2) 出生・死亡／転入・転出の推移

出生数は減少傾向にあり、平成10（1998）年度以降、平成11（1999）年度を除いて出生数500人未満が続いている。一方、死亡数は増加傾向にあるため、「自然減」の傾向が顕著になりつつあります。

■自然増減の推移

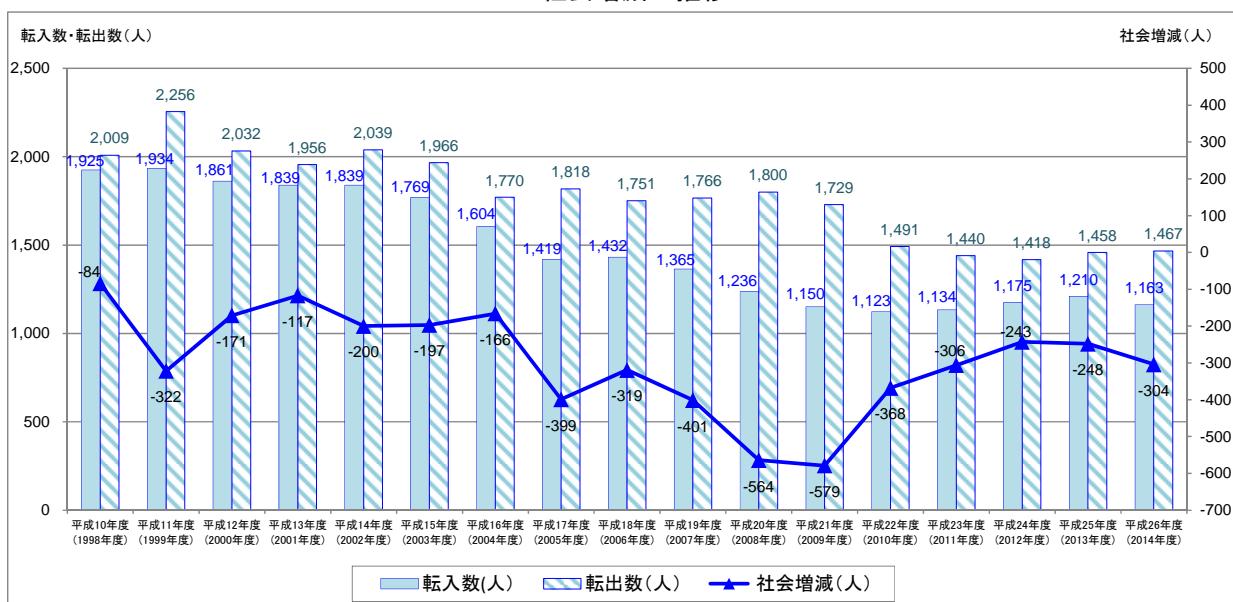


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

転入数・転出数とともに減少していますが、平成17（2005）年度頃からその差が拡大し、「社会減」の傾向が顕著になっています。

大規模工場の撤退があった平成21（2009）年度をピークに減少幅は小さくなりましたが、「社会減」の傾向は続いている。

■社会増減の推移



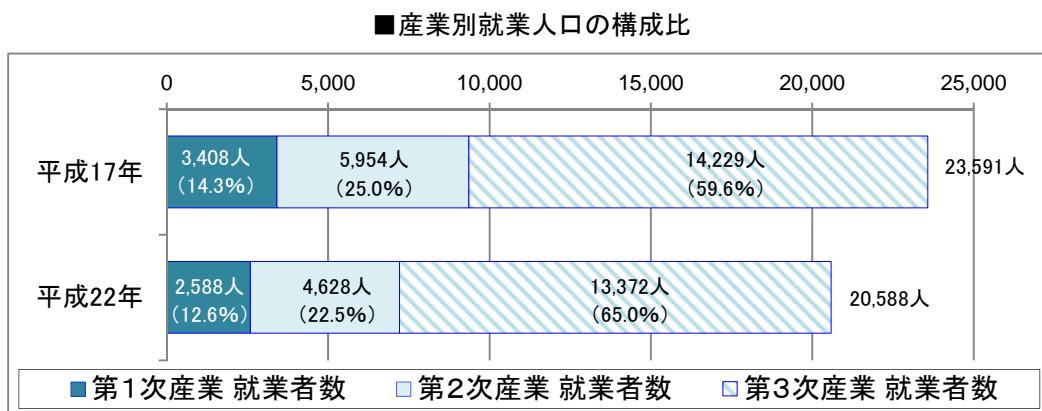
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

3 産業特性

(1) 産業全体の動向

平成17年と平成22年における産業別就業者数を比較してみると、第1次産業（農林水産業）や第2次産業（鉱業・建設業・製造業）、第3次産業（商業・サービス業）の全てで就業者が減少しています。

また、就業者数の割合をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

(2) 個別分野の動向

①農林水産業

農業は、米、野菜、柑橘類をはじめ、畜産などが基幹となっています。

総農家数は減少を続けており、平成27年では3,160戸となっています。内訳は、専業農家が720戸、第1種兼業農家が146戸、第2種兼業農家が694戸、自給的農家が1,600戸となっています。

林業は、森林面積31,514ha の59.9%がスギ、ヒノキを中心とした人工林になっており、平成27年には、392の経営体により5,406ha の所有山林が管理されていますが、間伐などが十分に行われていない森林が増加しています。その中で、栗と原木乾しいたけは、四国一の生産量となっています。

海面漁業は、長浜地域の各漁港から、カレイやアジ、フグなどが水揚げされていますが、資源の減少や輸入水産物による価格低下、後継者不足など、厳しい状況にあります。内水面漁業ではアユ、川ガニなどがあります。

出典：農林水産省「世界農林業センサス」

②工業

工業は、工業団地（東大洲、春賀、徳森、晴海、拓海など）を中心にプラスチックやコットン製品、地域資源を活かした食料品、木材・木製品、窯業・土石製品・電子機器製品などの製造業事業所が立地しています。平成26年の

従業者4人以上の製造業事業所数は66事業所、従業者数は1,940人、製造品出荷額などは約300億円で、近年減少傾向にあります。

出典：経済産業省「工業統計調査」

③商業

平成24年の卸売・小売業は、商店数が616店（卸売：112 小売：504）、従業者数3,049人、商品販売額約658億円です。商店数は、平成3年以降減少傾向が続いており、販売額も平成6年以降減少傾向が続いています。

近年は、市内で製造または加工された商品、収穫される農林水産物を「大洲ええモンセレクション」に認定し、市内だけでなく市外・県外へ積極的にPRすることにより、「おおずブランド」の確立による商品の販路拡大、地場産業の振興に力を入れています。

出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

④観光業

本市は、「伊予の小京都」とも呼ばれ、市の中心部を流れる風光明媚な肱川、ミシュラン観光ガイドの一つ星に選ばれた「臥龍山荘」、さらには「大洲城」や「歴史的町並み」、「金山出石寺」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「**河辺の屋根付き橋**」など、様々な観光資源があります。

平成27年に八幡浜・大洲圏域を訪れた観光客数は、県内観光客数が約414万人、県外観光客数が約60万人の計474万人となっており、近年増加傾向が続いている。

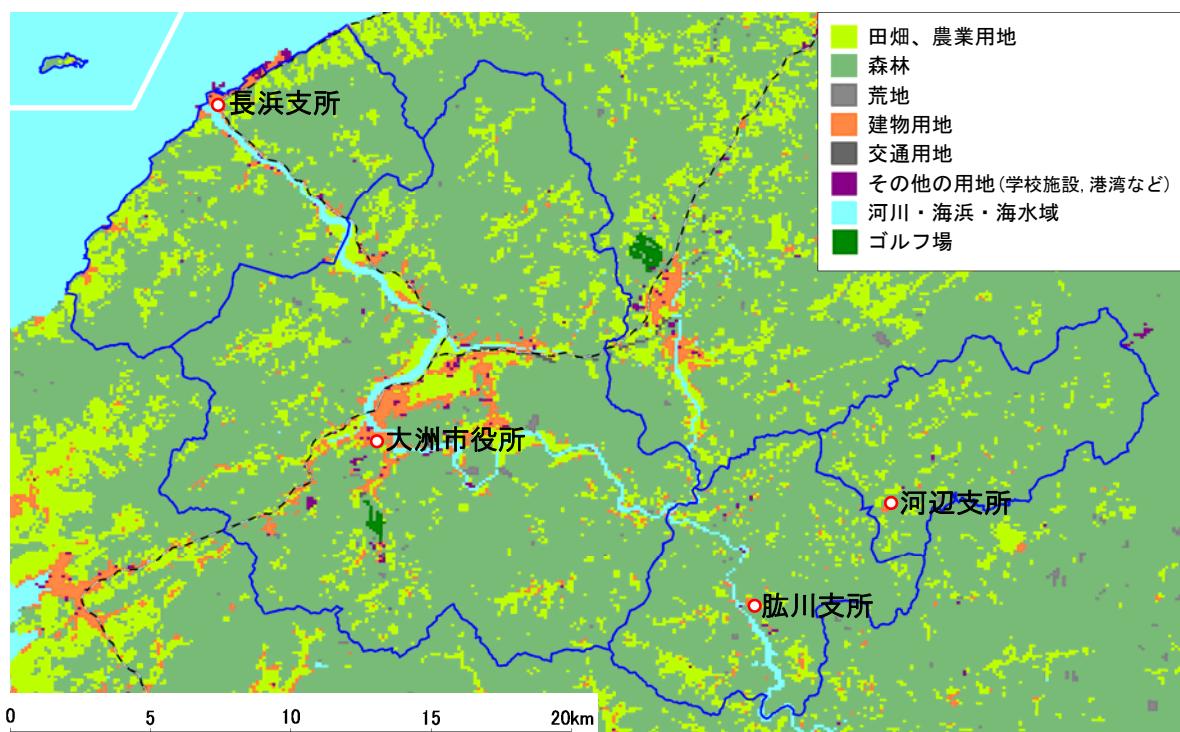
出典：国土交通省「全国観光入込客統計」

4 土地利用特性

J R伊予大洲駅周辺など、大洲地域の中心部では、建物用地が多く、都市的土
地利用がなされていますが、市域の大部分(72.0%)は森林となっています。

都市計画区域は4,296ha、農業振興地域は36,659ha（農用地区域：3,026ha）、水
源かん養保安林は3,185ha、自然公園区域（瀬戸内海国立公園）は103haが指定さ
れています。

■土地利用現況図



出典：国土交通省「国土数値情報『土地利用細分メッシュ（平成21年）』」

5 生活環境・地域基盤の状況

国道56号をはじめとした4本の国道と大洲長浜線などの主要地方道、一般県道
が各地を繋いでいます。また、大洲市と他地域を結ぶ四国縦貫自動車道、四国横
断自動車道、大洲道路などが整備され、広域的な交通の利便性が向上しています。

鉄道は、J R予讃線と内子線が通っており、市内には伊予大洲駅など12の駅が
あります。また、路線バス、市内中心部を循環する100円巡回バス（ぐるりんおお
ず）、集落周辺などを運行する福祉バスなどが走っています。

情報通信基盤は、CATVや光回線、ADSL回線などのブロードバンドイン
ターネット環境の整備が進められてきました。

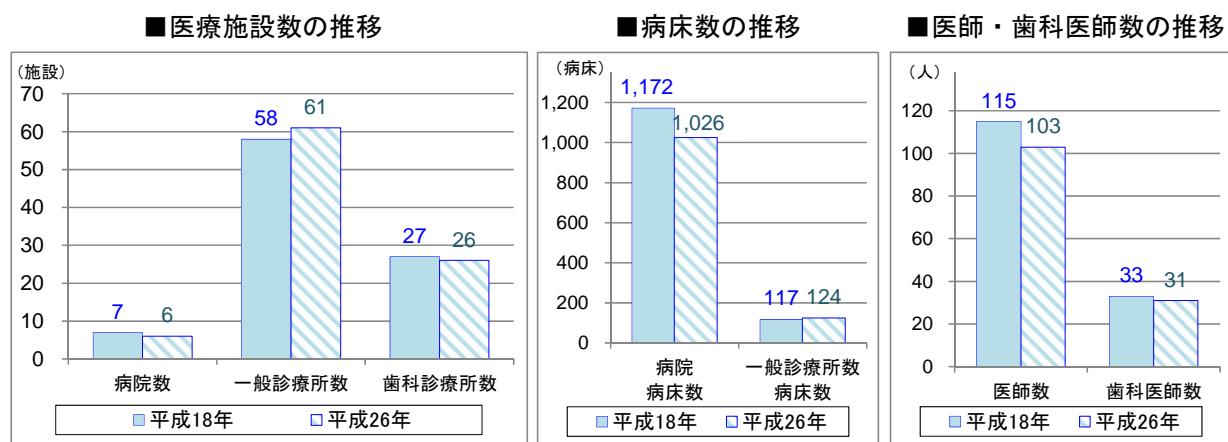
公園・緑地は、富士山公園やふれ愛パーク、肱川緑地などの公園、緑地が整備
されています。

上水道は、概ね整備されています。下水道は、公共下水道や農業集落排水施設
の整備、並びに合併処理浄化槽の普及が進められています。

6 医療、保育・教育、高齢者福祉施設などの状況

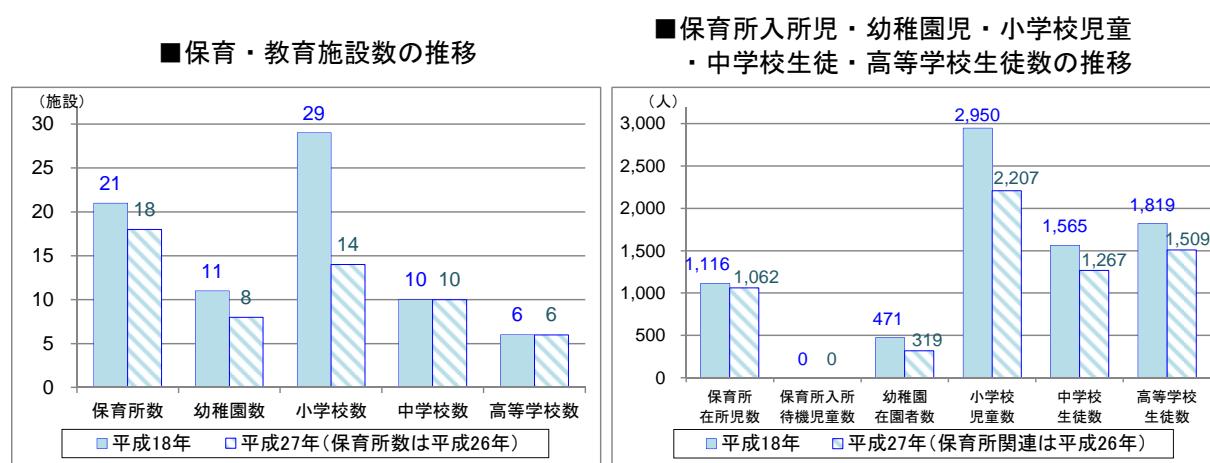
医療施設数について、平成18年と平成26年を比較すると、病院・歯科診療所は微減の傾向にありますが、一般診療所は僅かに増加しています。また、病床数を見ると、病院病床数は減少、一般診療所病床数は僅かに増加となっています。

一方、医師数は減少、歯科医師数は僅かに減少となっています。人口減少や医師・歯科医師の都市部集中など偏在の影響がうかがえます。



出典：厚生労働省「医療施設調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」

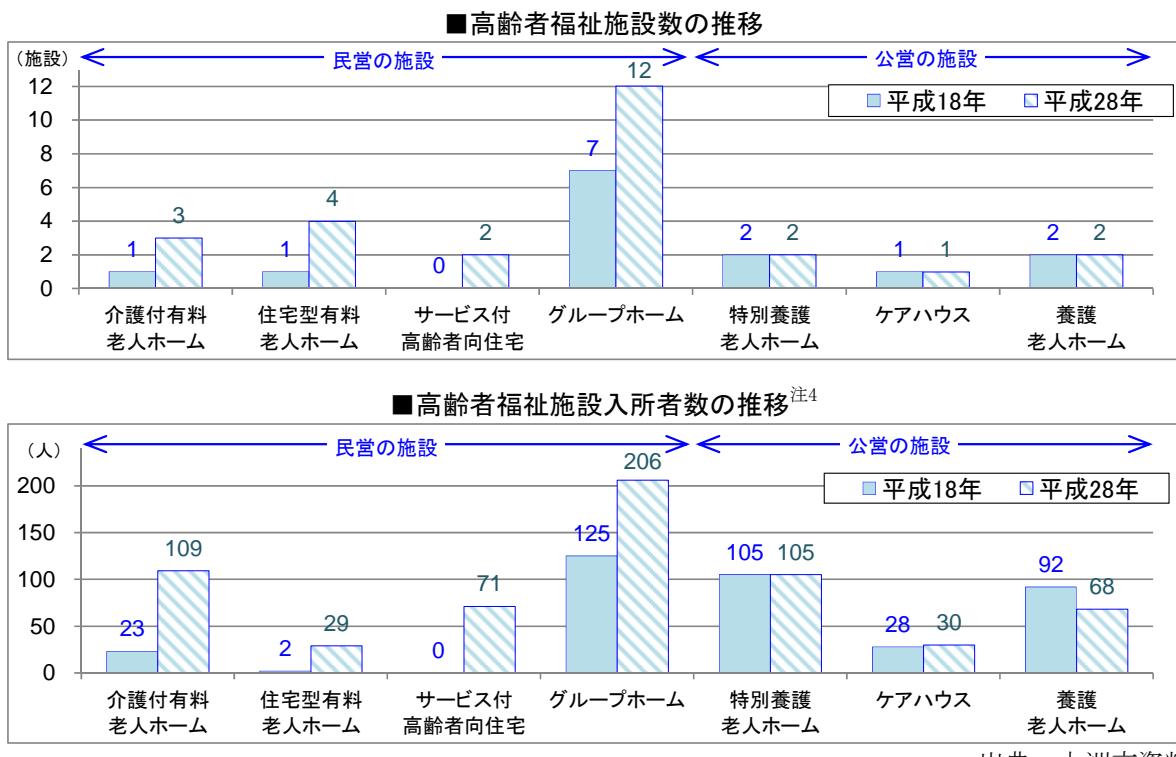
保育・教育施設について、平成18年と平成27年（保育施設は平成26年）を比較すると、少子化に伴って保育所、幼稚園、小学校の減少が顕著です（平成28年4月現在：小学校13校）。各施設の児童・生徒数も同様に減少傾向となっています。なお、保育所入所待機児童数は0人が続いている。



出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」、文部科学省「学校基本調査」

高齢者福祉施設について、平成18年と平成28年を比較すると、民間運営による施設の件数が大きく増加しており、高齢化の進行による影響が表れているものと考えられます。

また、施設入所者数についても、民間運営による施設の入所者数の増加が顕著となっています。



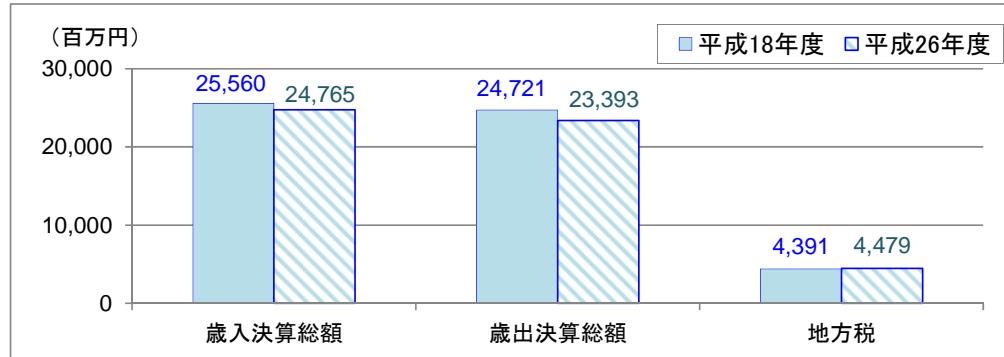
出典：大洲市資料

注4 グループホーム及び特別養護老人ホームの入所者数は定員数（満床数）を記載している。

7 行財政の状況

行財政の状況について、平成18年度と平成26年度を比較すると、歳入決算総額は7.9億円程度の減少となっていますが、歳出決算総額も13.3億円程度減少しています。

■行財政運営の状況



出典：総務省「地方財政状況調査」

第2節 市民の声

1 アンケートの実施概要

平成27年10月、一般市民や高校生、都市部住民を対象にアンケートを実施しました。主要な項目については、平成17年度に実施した「大洲市総合計画策定のためのアンケート（以下「前回調査」という。）」結果との比較を行いました。

■今回調査（H27）の概要

	一般市民	高校生	都市部住民*
配布数	2,500人	431人	100人
回収数(率)	973票(38.9%)	431票(-)	35票(35.0%)

■前回調査（H17）の概要

	一般市民
配布数	10,000人
回収数(率)	4,528票(45.3%)

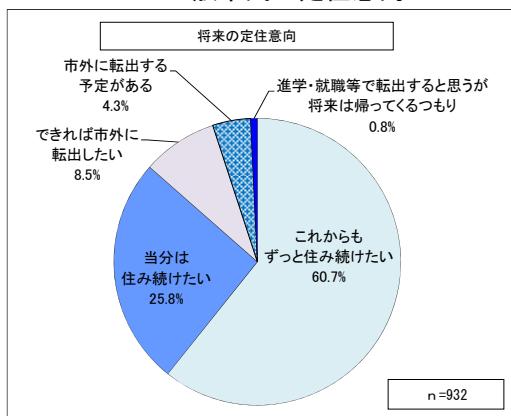
*三大都市圏などに在住の大洲市出身者

2 定住意向・暮らしやすさの評価

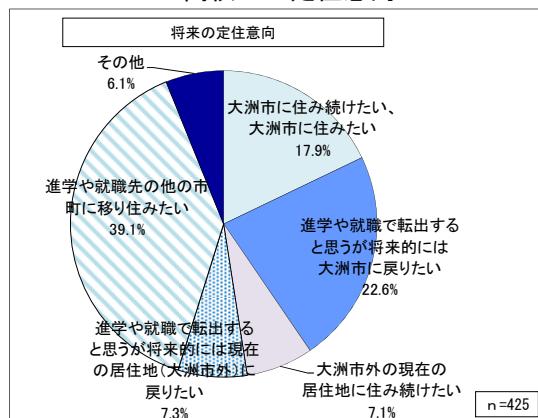
今後も大洲市に暮らしたいという回答者は、一般市民では全体の約8割（これからもずっと住み続けたい60.7%+当分は住み続けたい25.8%=86.5%）、高校生では全体の約4割（大洲市に住み続けたい・住みたい17.9%+将来的には大洲市に戻りたい22.6%=40.5%）を占めています。高校生では、定住を希望する割合が一般市民の半分程度となっています。

また、都市部住民の75.8%が、本市は暮らしやすいと評価しています。

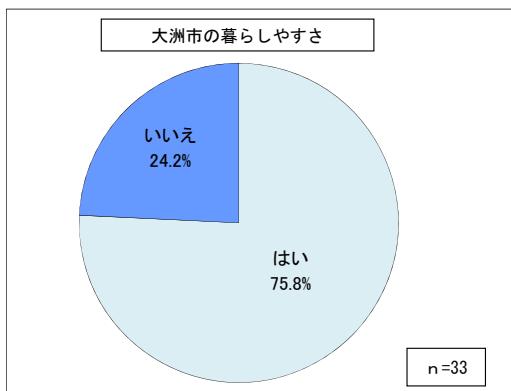
■一般市民の定住意向



■高校生の定住意向



■都市部住民から見た暮らしやすさの評価



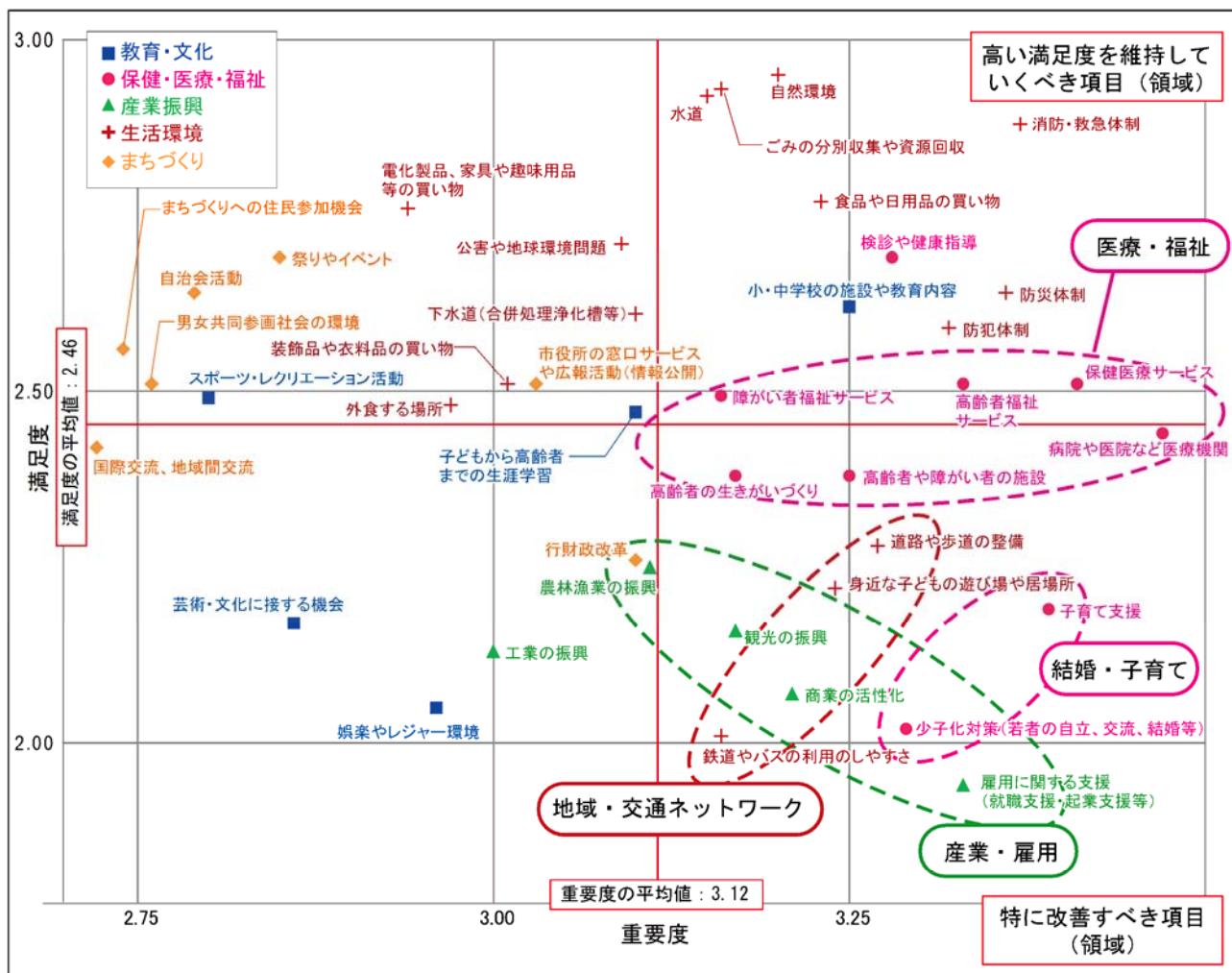
3 まちづくりの方向性（一般市民）

『まちづくりの方向性』として、『教育・文化』や『保健・医療・福祉』、『産業振興』、『生活環境』、『まちづくり』の5分野・計41の項目について、『現在の満足度』と『今後の重要度』を調査しました。

満足度が全項目の平均値よりも高く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「高い満足度を維持していくべき項目」であり、満足度が全項目の平均値よりも低く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「特に改善すべき項目」と言えます。

特に改善すべき項目として、「産業・雇用」や「結婚・子育て」、「医療・福祉」、「地域・交通ネットワーク」に関するものが挙げられます。

■まちづくりの方向性（CS分析^{注5}・一般市民アンケート結果）



注5 CS分析：顧客満足度調査のこと。市民を顧客と見立てて、各施策（項目）の満足度と重要度を分析したもの。各取組について、縦軸に「満足度」、横軸に「重要度」を配置。

4 本市の各取組に関する満足度評価（一般市民）

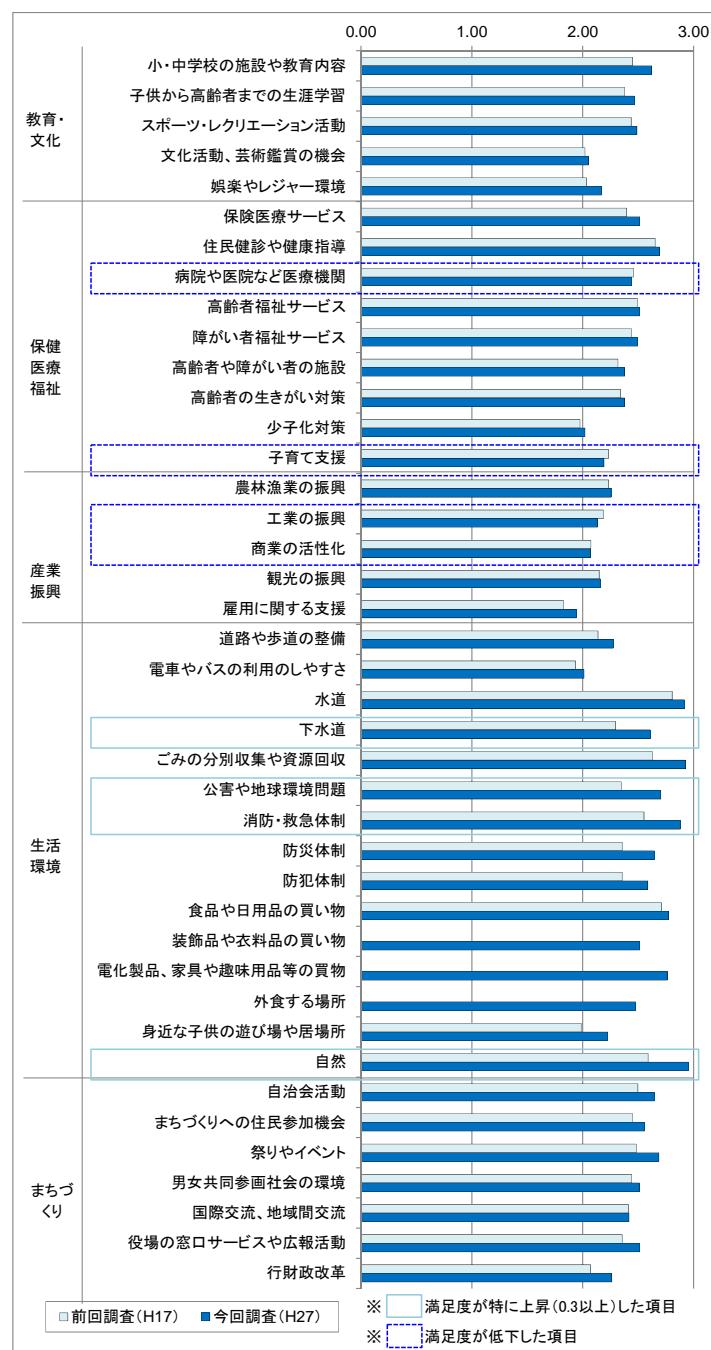
各取組の「満足度」について、前回調査と今回調査の比較を行い、満足度が特に上がった項目（0.3以上の向上）、満足度が下がった項目を抽出しました。

【満足度が特に上がった項目】

下水道	合併処理浄化槽の設置促進など、汚水処理体制の構築に向けた取組が評価されています。
公害や地球環境問題、自然	『自然』に関する項目が高く評価されています。
消防・救急体制	広域連携による消防体制、救急の受入れ体制などの充実が評価されています。

【満足度が下がった項目】

病院や医院など医療機関	高齢化社会の進行などを踏まえ、医療の充実が強く求められているものと考えられます。
子育て支援	少子化の進行を踏まえ、子育て支援が強く求められているものと考えられます。
工業の振興、商業の活性化	産業振興の中でも、特に商工業の充実が求められています。



- 今回の調査にて新たに設定した項目：41項目中3項目（38項目は前回調査から共通）
- 満足度が上がった項目：34／38項目　満足度が下がった項目： 4／38項目

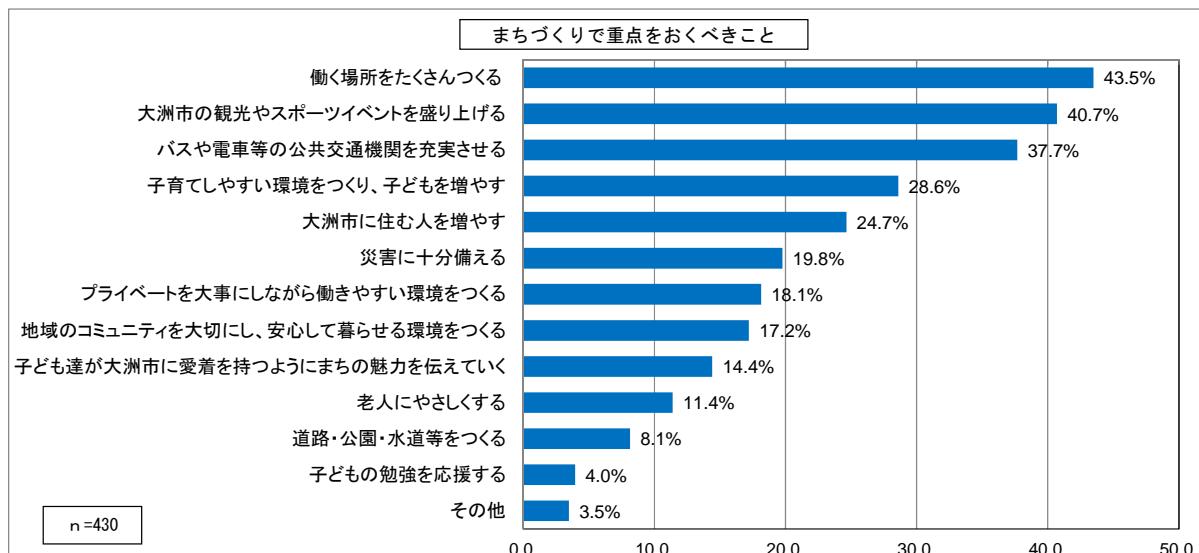
※評価項目および満足度の算出方法は前回調査と若干異なりますが、いずれの調査結果においても「不満」から「満足」までを1点～4点とし、この値から平均値を算出し、比較しました。

前回	満足=4点	普通=2.5点	(わからない=2.5点)	不満=1点
今回	満足=4点	やや満足=3点	やや不満=2点	不満=1点

5 高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと（高校生）

高校生からは、「働く場所をたくさんつくる」や「大洲市の観光やスポーツイベントを盛り上げる」、「バスや電車等の公共交通機関を充実させる」が、特にまちづくりで重点をおくべきこととされています。

■高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと

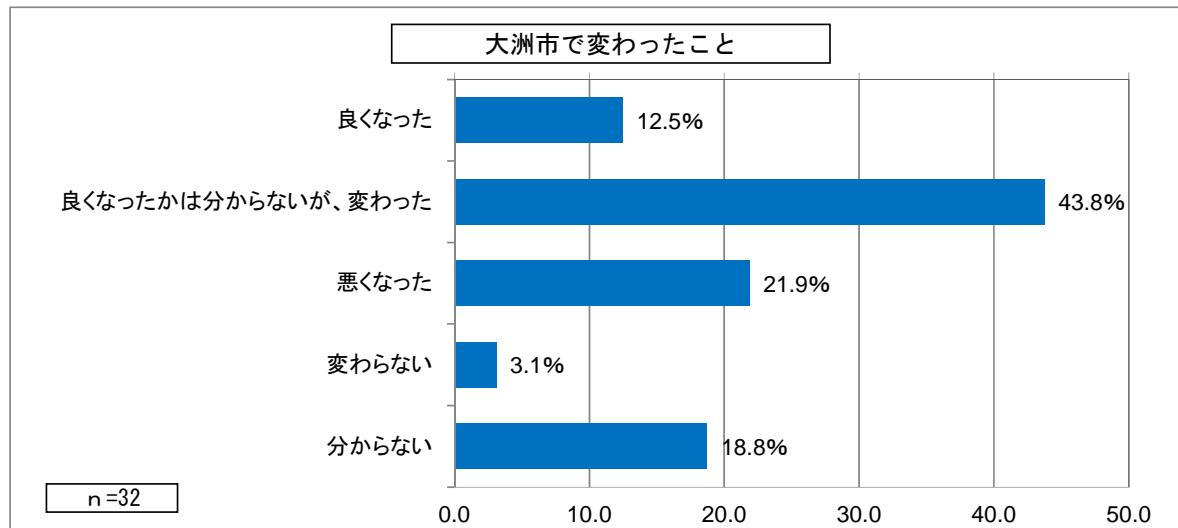


6 都市部住民から見た大洲市で変わったこと（都市部住民）

都市部住民からは、「良くなかったかは分からないが、変わった」という意見が最も多くなっています。「良くなかった」では、『バイパスなどの道路が整備されて交通が便利になった』、『観光に注力しており名産品がある』などの評価がありました。また、『いもたきをさらに宣伝すると良い』といった意見も見られました。

「悪くなかった」では、『活気がなくなった』、『寂れた』、『郊外では大型店の立地が進んだが、中心部では賑わいや風情が失われてしまった』、『伊予の小京都の風情が無くなった』といった意見が見られました。

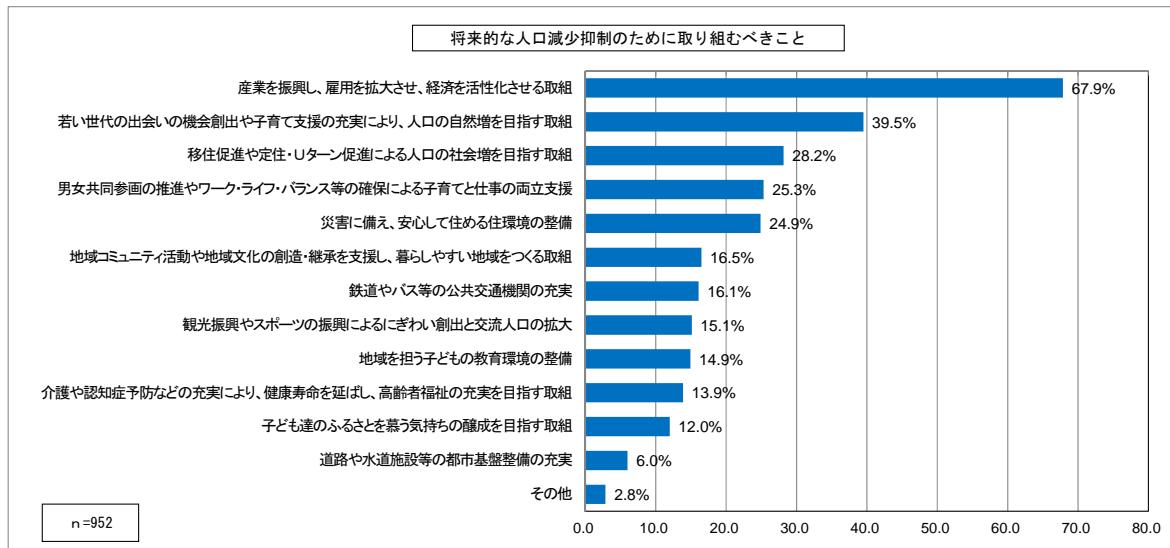
■都市部住民から見た大洲市で変わったこと



7 人口減少抑制のために取り組むべきこと（一般市民）

本市の将来的な人口減少を抑制するために取り組むべきこととして「産業を振興し、雇用を拡大させ、経済を活性化させる取組」が最も重視されています。続いて、「若い世代の出会いの機会創出や子育て支援の充実により、人口の自然増を目指す取組」や「移住促進や定住・Uターン促進による人口の社会増を目指す取組」が重視されています。

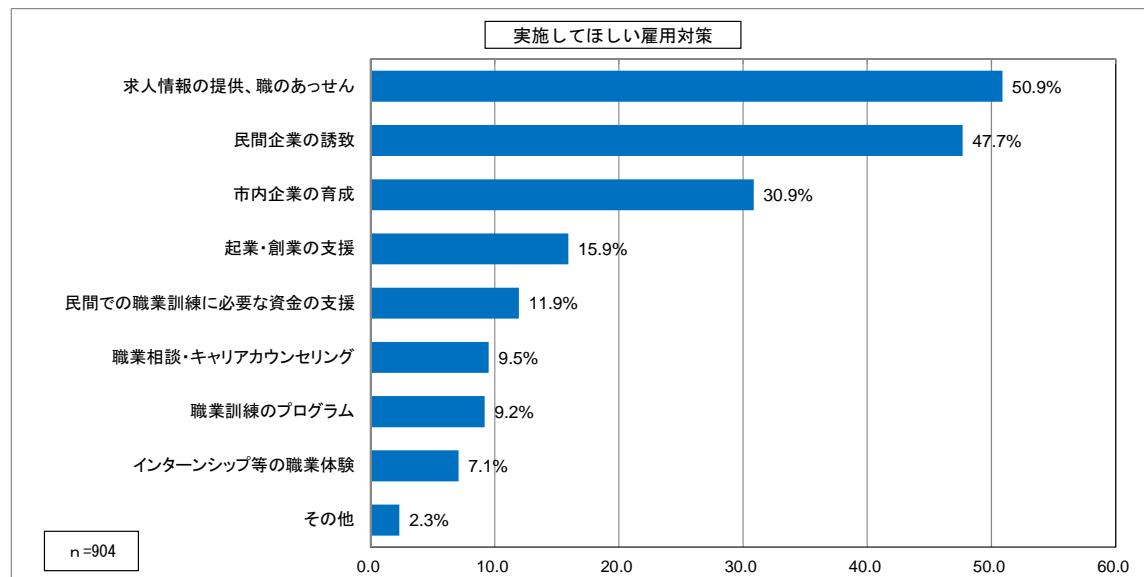
■将来的な人口減少を抑制し、活力ある地域社会を構築するために大洲市が取り組むべきこと



8 雇用対策（一般市民）

本市の取組のうち、特に改善すべき項目である「雇用」について、実施してほしい対策としては、「求人情報の提供、職のあっせん」や「民間企業の誘致」が多く望まれています。

■実施してほしい雇用対策



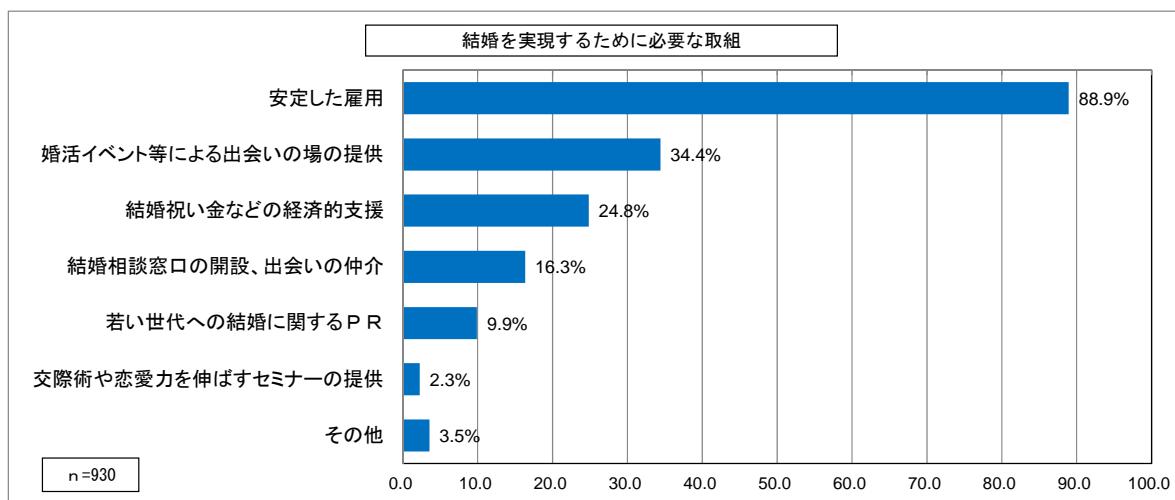
9 結婚支援に必要な取組と子育てに重要なもの（一般市民）

結婚支援に必要な取組としては、「安定した雇用」が最も多く、次いで「婚活イベント等による出会いの場の提供」や「結婚祝い金などの経済的支援」が望まれています。

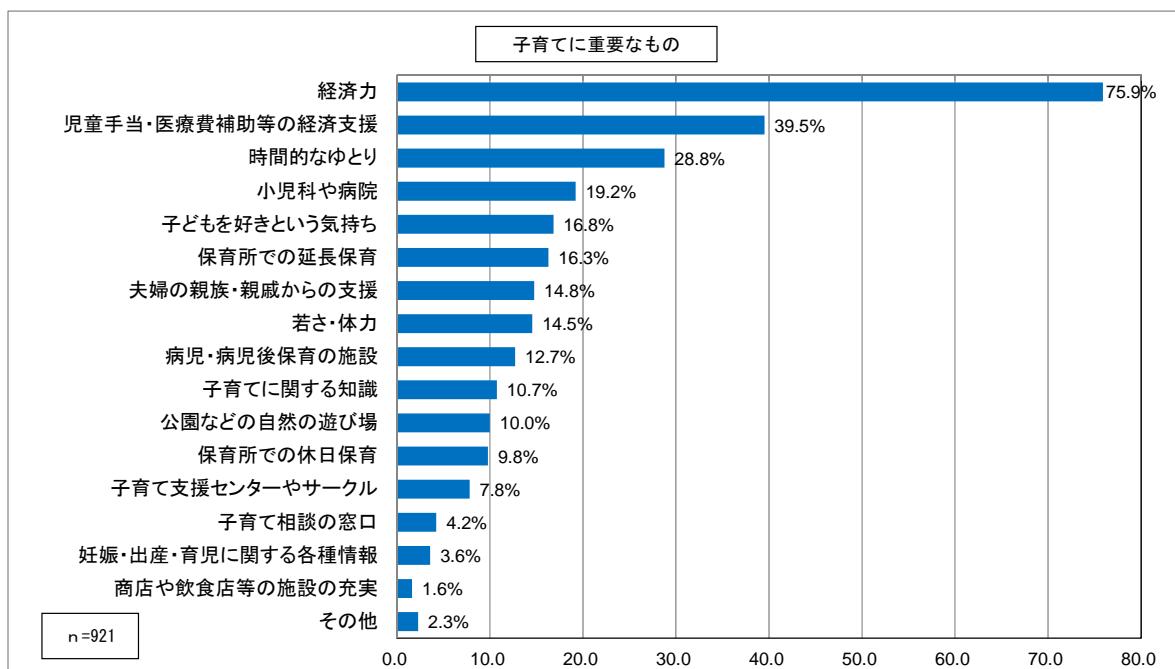
子育てに重要なものとしては、「経済力」が最も多く、次いで「児童手当・医療費補助等の経済支援」や「時間的なゆとり」が多く挙げられています。

本市の取組のうち、特に改善すべき項目である「結婚・子育て」については、経済的な支援が重要視されていることが分かります。

■結婚を実現するためには必要な取組



■子育てに重要なもの

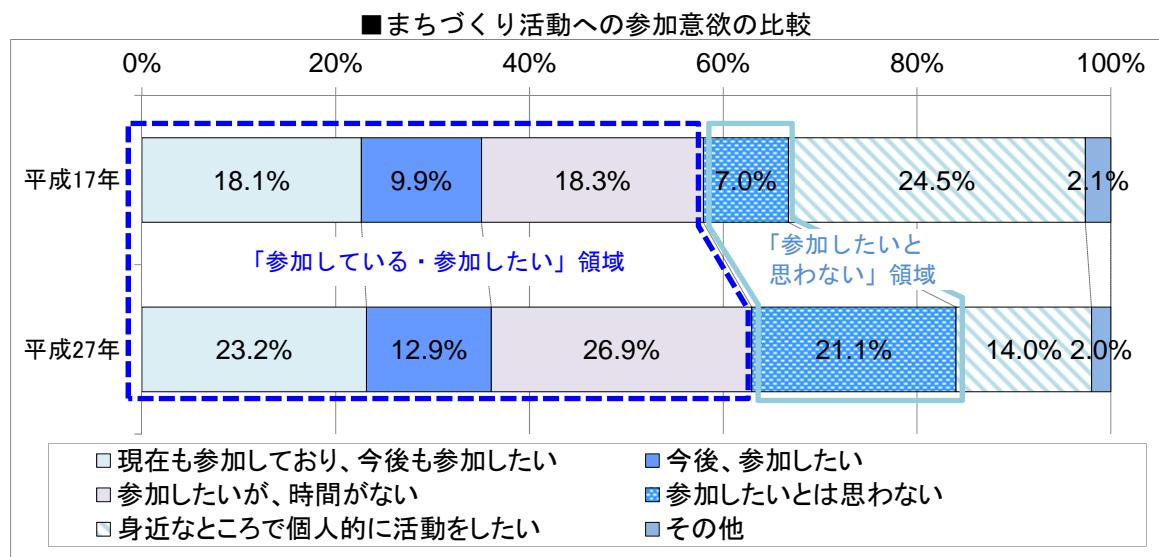


10 まちづくり活動への参加意欲（一般市民）

まちづくり活動への参加意欲について、前回調査結果との比較を行いました。

「身近なところで個人的に活動をしたい」とする意見の割合は低下したものの、地域活動への参加意欲は高まっていると言えます。

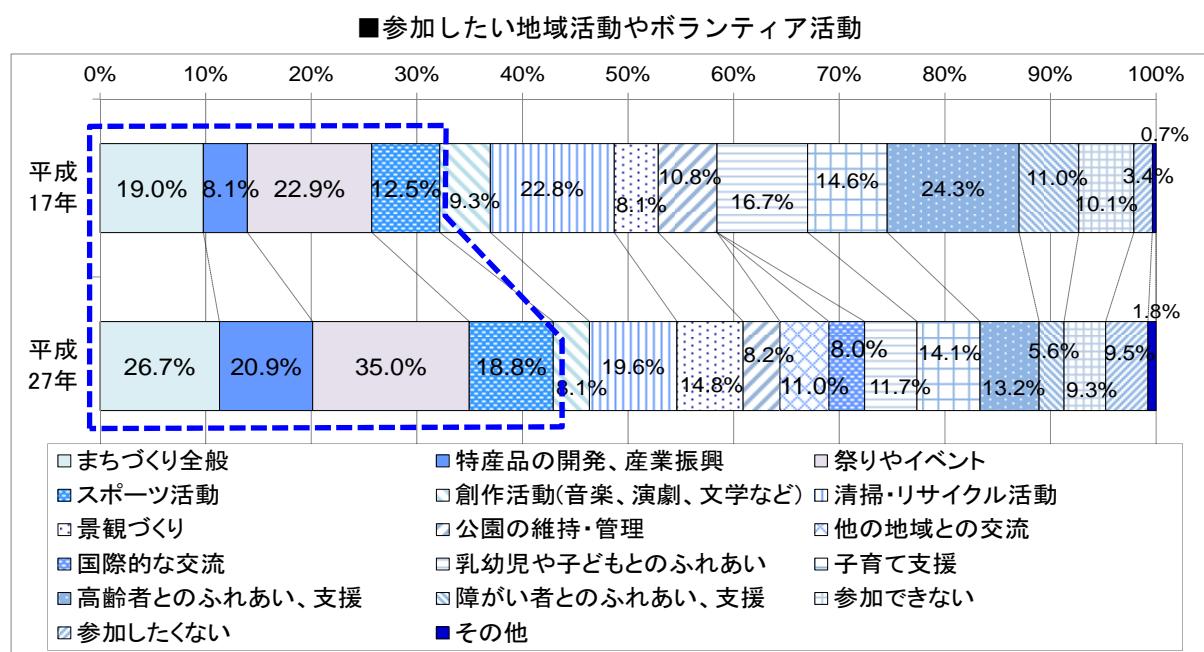
一方、「参加したいと思わない」が前回調査の7.0%から今回調査では21.1%まで増加しており、市民一人一人のまちづくりへの参加意欲を向上していくことが課題です。



11 参加したい活動（一般市民）

参加意欲のある地域活動について、前回調査結果との比較を行いました。

地域活動のうち、「まちづくり全般」や「特産品の開発、産業振興」、「祭りやイベント」、「スポーツ活動」などに関わる活動への参加意欲が高まっています。



第5章 今後のまちづくりの課題

時代潮流、市民の声などを踏まえて、今後のまちづくりの課題を概観し、6つの課題に分類しました。

1 産業の振興・雇用の創出

働く場の不足による若者などの転出が多く、産業の振興と雇用の確保が大きな課題となっています。

本市における地域産業の活性化に向けて、高付加価値型の農林水産物の生産振興や企業誘致などによる商工業の振興、農林水産業と商工・観光業の多分野連携による商品開発・ブランド化、インバウンド対策^{注6}を含めた観光振興などに取り組んでいく必要があります。

また、仕事と家庭の両立の実現など、多様なライフスタイルを支えるため、それぞれの働き方に応じた支援が必要です。

注6 インバウンド：「外から入ってくる旅行」の意味であり、海外からの訪日外国人旅行者のこと。

2 医療・福祉の充実、市民の健康の確保

長期的な少子化の傾向に伴い、高齢化が進行しています。高齢者になっても、だれもが健康で安心して暮らし続けることができるよう、生活習慣の改善や高齢者の寝たきり予防など、日頃からの健康づくりに取り組むとともに、地域医療体制を充実することが必要です。その中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供による「地域包括ケアシステム」の構築が重要とされています。これとあわせて、高齢者や障がい者が生きがいをもって社会に参画する仕組みが必要です。

また、少子化対策に向けて、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援、多様な保育サービスの充実など、切れ目の無い子育て支援が必要です。

3 教育の充実・人材育成

本市の将来を担う子どもたちを育てていくため、子ども一人一人に応じた教育の推進、本市の歴史・文化の継承と郷土愛の醸成、社会体験の機会の充実、芸術やスポーツを通じた心身の健全な育成などに取り組んでいくことが必要です。

また、子どもから大人まで、誰もが生涯を通じて学ぶことができる場・機会を提供するとともに、様々な分野において地域を担う人材を確保・育成していくことが求められています。

4 生活環境の向上、定住の促進

人口減少・少子高齢化が進んでおり、人口減少社会に対応する都市のあり方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが重視されています。

この考え方のもとで、市街地における拠点整備や集落における小さな拠点の形成、道路・公共交通や公園・上下水道の充実など、住環境を整備するとともに、市外からの移住・定住を促進し、若者をはじめとした定住人口を増加させていくことが大きな課題となっています。

また、本市は地形的な特性から水害や土砂災害の危険性が高く、近年では南海トラフ地震による沿岸部の被害も懸念されています。安全・安心な生活環境を確保するため、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策が必要です。

5 自然の保全・活用、地球環境の保全

本市は、市域の大部分（72.0%）を森林が占めており、肱川やその支流と周辺の田畠、伊予灘の海岸など、豊かな自然に恵まれています。今後も、豊かな自然を守り・育て・活かしていくため、森林の保全や河川の整備、自然に親しむ場や機会の充実、観光分野と連携した自然の活用などに取り組んでいく必要があります。

また、これからも豊かな自然の中で健やかに暮らし続けるため、これまで以上に地球温暖化や環境衛生、公害など、様々な環境問題の対策に取り組んでいく必要があります。

6 市民主体のまちづくりの推進、協働の構築

市民の地域活動への参加意欲が高まっている中、市民活動への多様な支援、団体や活動の種類の垣根を超えた交流・連携などを促進することにより、市民の自主的な活動が息づく地域づくりが必要です。

また、行政は、老朽化した公共施設などの適正化や選択と集中（スクラップアンドビルド）による事務事業の見直し、効率化など、計画的な行財政運営と積極的な行財政改革を推進するとともに、市民や事業者との連携による産業振興や雇用創出などに取り組む必要があります。そして、市民・事業者・行政の協働により、自立したまちづくりにつなげていくことが必要です。

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本市が目指すまちづくりの根本的な考え方を示すものであります。

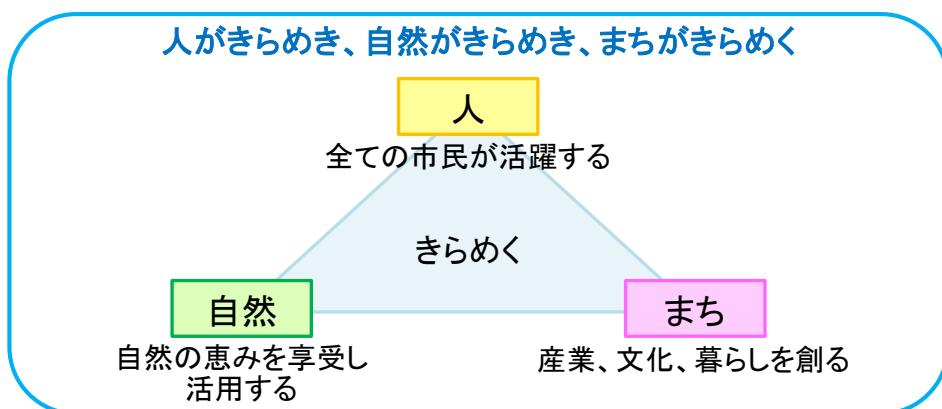
本市では、次の3つの基本理念のもとにまちづくりを進めることとします。

1 人・自然・まちきらめく

国際化の進展や社会の成熟化・価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化の進展、安全・安心への意識の高まり、国と地方の財政危機などの大きな課題が顕在化してきており、本市はこれまでに無い転換期を迎えてます。

このような転換期にあって、本市がこれまで培ってきたものを受け継ぎながら、子どもから大人まで、全ての人がこの地に住む幸せを実感してきらめき（活躍し）、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。

■「人・自然・まちきらめく」イメージ



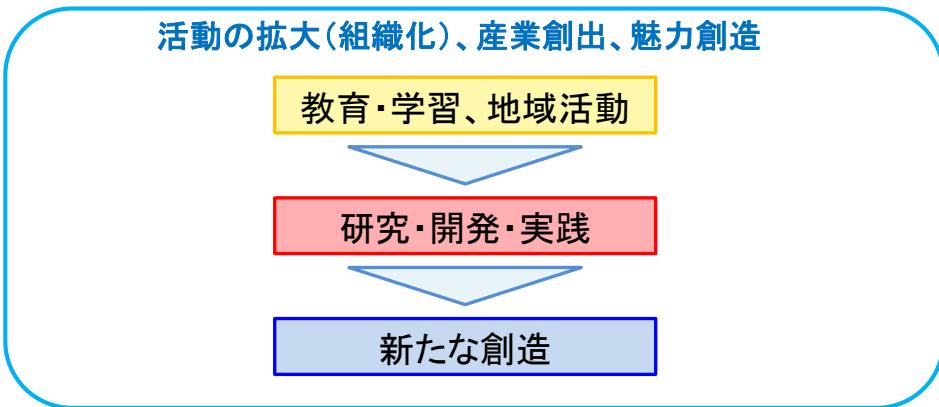
2 知行創造

本市はこれまで「日本陽明学の祖・中江藤樹^{注7}」が重んじた「知行合一^{注8}」の教えを受け継ぎ、市民一人一人が知識を得て実践に移していくまちを目指して歩んできました。

今後も、「知行合一」の実学の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯を通して学び・成長することにより、人口減少の抑制、新たな産業の創出、子育て環境の充実、安全・安心の確保など、まちづくりの課題解決を図っていきます。

そのために、子どもから大人までの多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」（知識と行動から創造する）のまちづくりを目指します。

■「知行創造」イメージ



注7 中江藤樹なかえとうじゅ：近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。

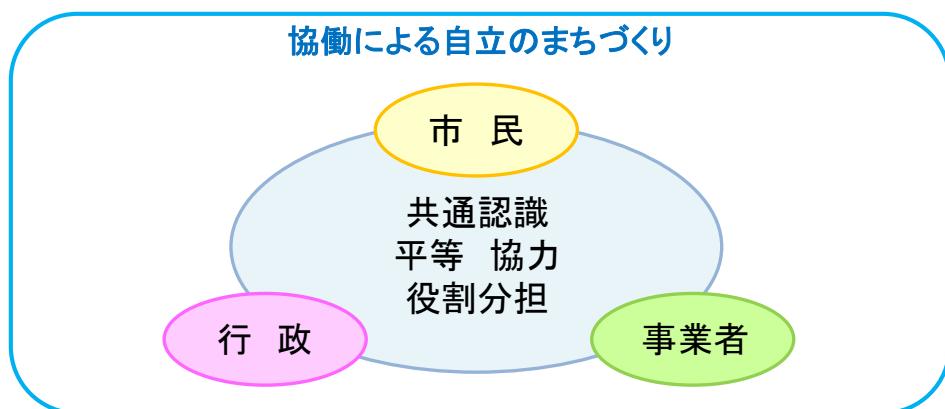
注8 知行合一ちこうごういつ：陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。

3 自立と協働

国から地方への権限移譲が進められており、地方が自立してまちづくりを進める地方分権がまさに実行段階を迎えた現代では、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの協働や異業種間での連携による取組が不可欠です。

みんなが「市民総参加」の意識を持ち、地域の課題や目標を共通認識できるよう努め、協働により自立したまちづくりを目指します。

■「自立と協働」イメージ



第2章 まちづくりの将来像

第1節 将来像

『人・自然・まちきらめく』、『知行創造』、『自立と協働』の3つのまちづくりの基本理念を受けて、本市が目指す将来像を以下のように定めます。

きらめくおおず

～みんな輝く肱川流域のまち～

「きらめくおおず」は、主体的に学び実践を通して新たに創造する“知行創造”的精神のもと、“自立と協働”的まちづくりに取り組み、豊かな自然に囲まれて暮らす市民一人一人が幸せを実感し“きらめく”ことにより、本市全体が“きらめく”未来の姿を表しています。

本市はこれまで、清流・肱川を中心に、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文化、豊かな自然、美しい町並みなどを活かしながら、市民一人一人・地域と地域とともに支えあってまちづくりに取り組んできました。

これからも、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、地域の個性に磨きをかけるとともに、肱川でつながる流域のまちとして、互いを高めあいながら“みんなが輝く”ことにより、さらなる魅力の向上を目指します。

このような考え方のもと、「きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像として掲げます。

第2節 人口の目標

1 将来人口の予測

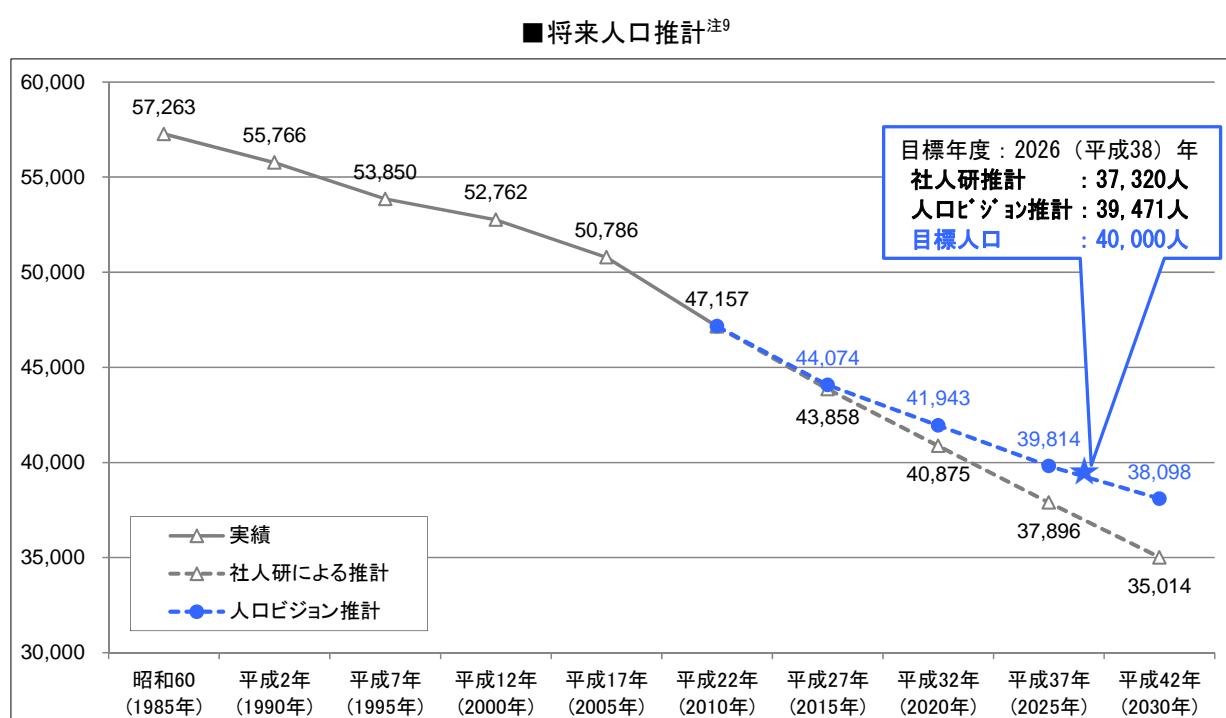
本市の人口は、昭和40年頃には60,000人を超えていたものの、平成27（2015）年の国勢調査によると、44,086人まで減少しています。社人研の推計をもとにすると、本市の人口は、本計画の目標期間である平成38（2026）年には37,320人になると予測されます。

2 目標人口

このような人口減少傾向が予測される中、本市は、平成27年度に人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今後は、本計画に掲げる施策と「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲げる各種施策（雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備など）の連携を図りながら、これらの施策を確実に実施し着実な成果をあげることで、四国西南地域の中核都市を目指し、平成38（2026）年の目標人口を「40,000人」とします。

目標人口 平成38（2026）年 “40,000人”



注9 大洲市人口ビジョンを基に作成。人口ビジョンでは、平成72（2060）年までの人口推計を行い、平成72（2060）年の目標人口を掲げている。なお、平成22（2010）年人口を基準人口として推計しているため、平成27（2015）年人口の推計値は、国勢調査の結果（44,086人）と一致しない。

第3節 土地利用基本構想

1 土地利用の理念

土地は、生活及び生産などの基盤となる全市民共通の財産です。関係法令や関連計画との整合を図りながら、以下に掲げる3点を基本理念として総合的な土地利用を進めます。

土地利用の理念	①肱川をはじめとした自然との共生 ②文化的生活を営むための拠点の形成 ③人口減少に対応するコンパクトなまちづくり
---------	--

2 土地利用の基本方針

土地利用を「ゾーン」や「地域拠点」、「軸」に区分し、それぞれの方針を示します。

(1) ゾーン

地勢的特徴や土地利用現況から4つのゾーンを設定し、めりはりのある土地利用を図ります。

①森林ゾーン

対象：平地の外縁部から山間部に至るまとまった耕地の少ない地域

木材生産機能や水源涵養機能の維持・増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、また、動植物の生息環境として、適切な保全を図ります。

また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

②河川・湖沼・海岸ゾーン

対象：肱川とその支流、伊予灘や沿岸部

肱川とその支流や河辺川、鹿野川湖、伊予灘の水辺における環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。

また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

③集落・農地ゾーン

対象：既存集落やまとまりのある農地とその周辺

農業と連携した観光振興、農村景観の保全と活用などに努めるとともに、農村集落での住環境整備を図ります。

また、優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産などの生産の維持・振興を図ります。

④市街地ゾーン

対象：都市計画用途地域を中心とした既存市街地とその周辺

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地や商業地、工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。

住宅地では、建築制限の適正化と基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。

商業地では、地域特性に応じた商業機能の誘致や既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力向上を図ります。

長浜地域の臨海工業団地や東大洲の企業用地については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進します。

(2) 地域拠点

市役所や各支所の周辺を地域拠点と位置付け、市民の生活を支える拠点の構築を図ります。

①大洲地域拠点

対象：大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯

本市の中心地として、生産・商業・流通などの機能強化や住環境の向上、防災機能の強化に努め、四国西南地域の玄関口としてふさわしい市街地の形成を図ります。

また、歴史的町並みが残る肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能と観光機能の充実、町並みの保存と活用、商店街の活性化などを重点的に推進します。

②長浜地域拠点

対象：長浜支所周辺

長浜支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、商店街や身近な商業の維持対策などを図ります。

また、長浜港を中心とする地域については、県とともに港湾施設の整備・活用を進めながら、海の流通拠点化と都市機能の強化を推進します。

③肱川地域拠点

対象：肱川支所周辺

肱川支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、道の駅の活性化と商店街の維持対策などを図ります。

また、鹿野川ダムの機能強化と維持管理、山鳥坂ダムの整備を進めるとともに、ダム周辺における地域活性化策を国・県とともに推進します。

④河辺地域拠点

対象：河辺支所周辺

河辺支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図ります。

また、河辺ふるさとの宿や周辺施設の利用促進と都市住民に提供できる特産品の開発などの地域活性化を推進します。

(3) 軸

主要幹線道路や鉄道、河川を軸と位置付け、本市と他市町との連携及び地域間での連携強化を図ります。

①肱川流域連携軸

対象：肱川、河辺川、JR予讃線、国道197号、(主)大洲長浜線、 (主)長浜中村線、(主)小田河辺大洲線

肱川及び河辺川に沿った4つの地域拠点を結ぶ連携軸として、地域間の連携強化を図ります。

②広域連携軸

対象：四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、JR予讃線・内子線、 大洲・八幡浜自動車道(整備区間及び計画区間)、国道56号・197号・378号

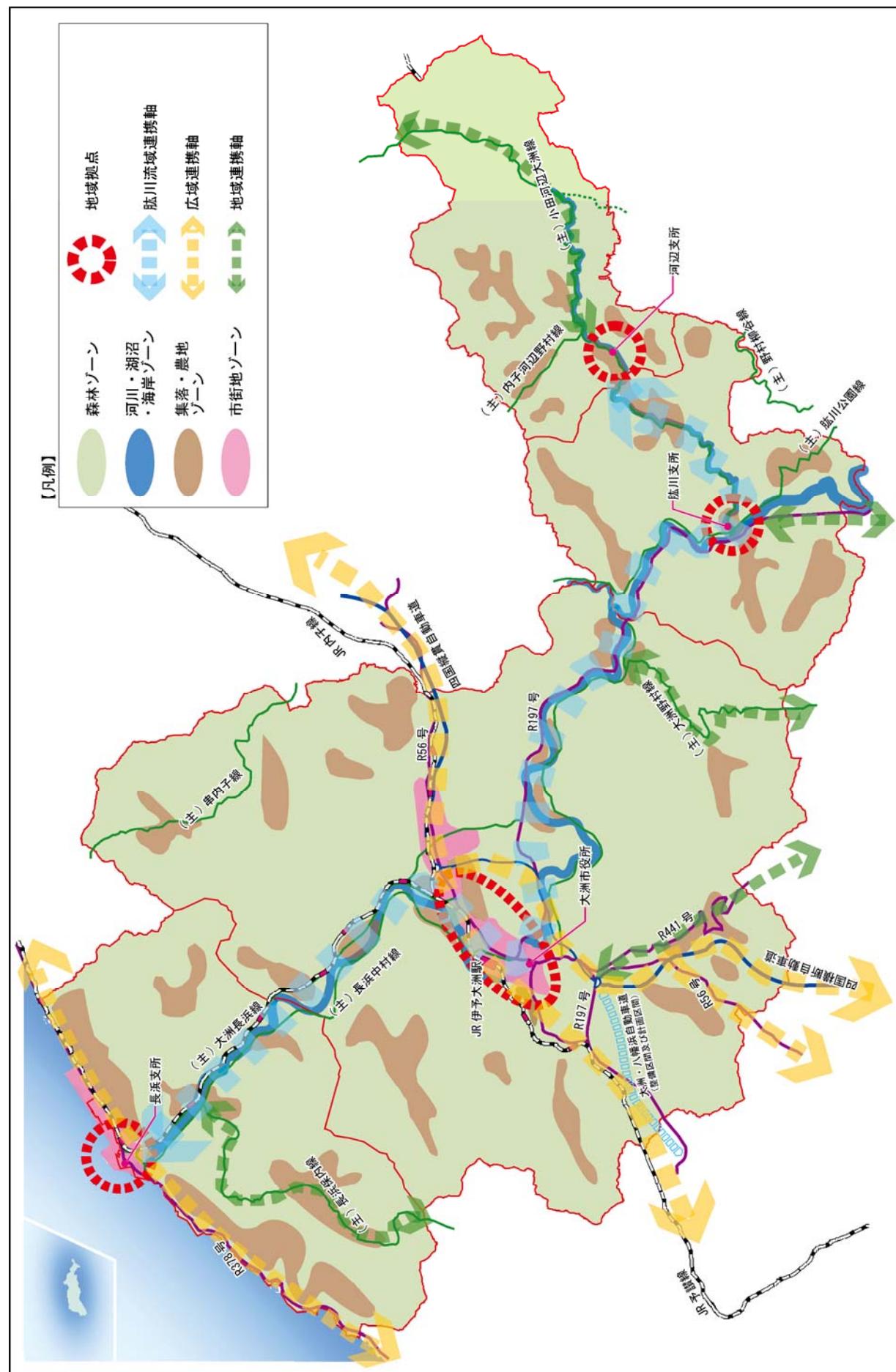
広域交通の骨格となる連携軸として、市内外さらには県外との連携強化を図ります。

③地域連携軸

対象：その他の主要な道路

地域交通の骨格となる連携軸として、周辺市町との連携や市内各地域との連携強化を図ります。

■土地利用構想図



第3章 基本目標と施策の大綱

第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりの課題を解決し、将来像である「きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」を実現するため、以下の6つのまちづくりの基本目標を設定します。



第2節 基本目標と施策の大綱

基本目標1：活力きらめくまちづくり

地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働くまちを目指します。

施策の大綱	施 策
1－1 農林水産業の振興	1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興
1－2 商工業の振興	4 商工業の振興
1－3 観光業の振興	5 観光業の振興

施策の大綱1－1 農林水産業の振興

安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興や生産組織・担い手の育成を図ることとともに、経営体制の革新を促進することにより、農林水産業の持続的発展を目指します。

また、農林水産業・商工業・観光業の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と農林水産業の所得の増大を目指します。

施策の大綱1－2 商工業の振興

地場産業の振興や企業誘致の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。

さらに、商工業・農林水産業・観光業の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能の強化など、「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。

これらの取組を通じて、雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに努めることにより、若者などの定住促進につなげていきます。

施策の大綱 1－3　観光業の振興

「うかい」や「いもたき」などの観光行事、「臥龍山荘」や「大洲城」、「明治の家並み」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「河辺の屋根付き橋」などの観光資源の持つ魅力を最大限に発揮しながら、多様化する観光客のニーズにあわせた観光メニューの提供に努めます。

また、インバウンド対策の充実や観光情報発信の強化などにより、国内外からの観光客や交流人口の増加を図るとともに、観光振興から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。

さらに、これらの観光に関する様々な取組の包括的なマネジメントに向けて、本市におけるDMO^{注10}の確立を目指します。

注10 DMO (Destination Marketing Organization)：「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりに向けて、マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進、地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う組織及び機能のこと。

基本目標2：安心きらめくまちづくり

保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
2－1 保健・医療の充実	6 健康づくりの推進 7 地域医療体制の充実
2－2 福祉の充実	8 地域福祉の充実 9 子ども・子育て支援の充実 10 障がい者福祉の充実 11 高齢者福祉の充実

施策の大綱2－1 保健・医療の充実

保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。

また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化を図ります。

これらにより、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組んでいきます。

施策の大綱2－2 福祉の充実

子育て支援から障がい者福祉、高齢者福祉まで、様々な福祉の充実に向けて、情報発信や相談体制を強化するとともに、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援と多様多用な保育サービスの充実、障がい福祉サービスや介護サービスの充実などに努めます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などによるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

これらを通じて、市民一人一人が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

基本目標3：文化きらめくまちづくり

社会全体であるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
3－1 教育の振興	12 就学前教育の充実 13 学校教育の充実 14 社会教育の充実
3－2 文化・芸術・スポーツの振興	15 文化・芸術・スポーツの振興

施策の大綱3－1 教育の振興

確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、個性を生かし可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土の歴史や国際社会との関わりを学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校づくりに取り組むとともに、教育施設の耐震化をはじめとする計画的な施設整備を推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域の活性化を図ります。

施策の大綱3－2 文化・芸術・スポーツの振興

本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。

また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、市民の心身の健康維持・向上を図ります。

これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。

基本目標4：快適きらめくまちづくり

移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
4－1 生活環境の整備	16 市街地・集落の整備 17 交通・情報基盤の整備 18 定住環境の整備
4－2 生活安全の確保	19 生活安全の確保

施策の大綱4－1 生活環境の整備

住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の知名度向上に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを図るとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい定住環境の整備を図ります。

施策の大綱4－2 生活安全の確保

市民の生命と財産を守るために、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の実現を目指します。

基本目標5　自然きらめくまちづくり

長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共に存するまちを目指します。

施策の大綱	施 策
5－1　自然の保全と活用	20　自然の保全と活用
5－2　地球環境の保全と環境衛生の推進	21　地球環境の保全 22　環境保全・衛生の推進

施策の大綱5－1　自然の保全と活用

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畠など、水と緑の豊かな自然の保全に努めるとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化や美しい自然景観の魅力の向上を図ります。

また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を創出します。

これらの取組を通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

施策の大綱5－2　地球環境の保全と環境衛生の推進

市が率先して省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、低炭素社会の形成を目指します。

また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動を促進するとともに、地球環境の保全に向けて、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施します。あわせて、市民や事業者・関係団体の意識啓発を図るとともに、これらの各主体と連携した取組を推進します。

基本目標6：人々きらめくまちづくり

市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの協働により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
6－1 市民参加・交流の促進	23 協働のまちづくり 24 人権尊重のまちづくり 25 国内交流・国際交流の促進
6－2 行財政の健全化	26 行財政の健全化

施策の大綱6－1 市民参加・交流の促進

行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と協働によるまちづくりを推進します。

また、全ての市民が地域を支える主体としていきいきと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。

さらに、活気あふれるまちづくりに向けて、市内各地の地域間交流、国内交流を促すとともに、国際交流の促進による多文化共生社会の実現を目指します。

施策の大綱6－2 行財政の健全化

本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるよう、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理や自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。